

安全報告書

令和 5 年（2023 年）

日東交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

日東交通株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

〈安全方針〉

(1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において法令順守のもと輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Action）を確実に実施し、安全対策を日頃から見直す事により全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。
又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表してまいります。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

【2022年結果報告】

目 標 重大事故0件 軽微な事故48件

発生件数 重大事故0件 軽微な事故75件

※ 重大事故は入院を伴う事故、軽微な事故は重大事故以外の事故を示す。

〈2023年の安全目標〉

目 標 重大事故0件 軽微な事故54件

○ スローガン

考動！ 危険を感じたら、まずは勇気をもって止まる

～輸送の安全が会社の基本、社員全員でお客様の要望に応えよう！～

○ 具体的実施事項

- ・適切な走行速度と車間距離の確保
- ・だろろ運転の排除
- ・左側注意
- ・後退事故の防止

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2022年1月1日から2022年12月31日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第2条規定に該当する事故は0件でした。

4. 安全管理規程

別添「安全管理規程」参照

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

会議、安全運動等を通じ情報の共有や意思の疎通を図り、輸送の安全に努めています。

(1) 会議等

ア 管理職会議

毎月1回、取締役社長のもと全管理職が参加し、交通事故の発生状況と再発防止対策並びに安全運動、安全総点検の実施方針など安全に関する情報の共有と共通認識のもと輸送の安全の向上を図っています。

イ 運輸安全マネジメント会議

毎月1回、安全統括管理者のもと

- 発生した事故の状況、分析及び再発防止策について
- 営業所内での安全に係わる課題の抽出、その対応策の策定とP・D・C・A
- 12月は各営業所の事故分析、翌年の事故抑止目標や具体的実施事項などを検討します。

ウ 安全運行推進対策協議会

2ヶ月に1回、安全統括管理者のもと、会社側5人、労働組合側4人が出席し、安全に関わる業務の円滑な運営や自動車事故・車両故障等の原因究明と再発防止について協議しています。

(2) 安全運動等

全国交通安全運動の時期に合わせ当社独自の安全運動を展開しています。

ア 春の全国交通安全運動(5月)

イ 夏の交通安全運動・車内事故キャンペーン(7月・8月)

ウ 夏の自動車輸送安全総点検(7月)

エ 秋の全国交通安全運動(9月)

オ 年末年始自動車輸送安全総点検(12・1月)

カ 冬の交通安全運動(12月)

キ 取締役社長による運転者激励(各交通安全運期間)

(3)交通安全啓発活動

春・夏・秋・冬の交通安全運動期間中に、弊社バス側面へ「交通安全運動実施中」の掲示板を掲出し、交通安全啓発活動を推進しています。

(4)無事故・無違反表彰による安全運転の奨励

ア 無事故・無違反表彰（入社又は前回の無事故・無違反から起算）

30年、25年、20年、15年、10年、5年、3年ごとに記念品を添え表彰を行っています。

イ 無事故・無違反手当の支給（入社又は前回の無事故・無違反から起算）

3年以上無事故無違反の社員に対して手当を支給しています。

(5)地域行政との連携

ア 「飲酒運転撲滅宣言」

各営業所と所轄警察署で飲酒運転撲滅宣言を交わし、飲酒運転根絶を推進しています。

イ 「安全確保に向けた協定（富津市行政区内交通関係機関）」

警察署、市教育委員会、郵便局、タクシー協会等交通関係機関11団体と、「小学校通学路における安全・安心の確保に向けた連携に関する協定」を締結し、小学校周辺における交通事故防止運動を推進しています。

ウ 「所轄警察による安全講話」

所轄警察交通課長から弊社管理職に対して、県下の交通情勢、交通事故発生状況などの講話をいただき輸送の安全への認識を深めています。

エ 交通安全教室の開催

営業所エリア内各市と共催して、各市個別に小学生を対象とした
- バスの乗り方 - バスからの死角 - バスの内輪差
などの安全教室を開催しています。

(6)輸送の安全に関する情報の共有

発信した情報は、各営業所に掲示し全社員が共有します。

ア 週間有責事故発生状況（1回/週）

1週間ごとの有責事故の発生状況、抑止目標に対する発生件数、前年同期比など

イ 月報（1回/月）

交通事故・交通違反・アルコールの検出・苦情の受理と内容など

ウ 安全管理課掲示板（不定期）

弊社、同業他社の事故事例、災害・異常気象等の事前対策、お客様からのお礼の手紙の紹介など

(7) 健康管理

ア 定期健康診断等の受診

深夜労働者は年 2 回、その他は年1回の定期健康診断を受診、その他健康スクリーニング(睡眠時無呼吸症候群、脳 MRI など)により健康状態を把握し、健康起因による事故の未然防止に努めています。

イ 安全衛生委員会の開催

毎月、産業医による営業所への巡回と衛生委員会を開催し、職場環境の健全化を図っています。

ウ ストレスチェックの実施

社員のストレスチェックを部外企業に委託し、医師による面談が必要な社員は産業医の診断を受けています。

6. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

別添「事故発生時等における社内連絡体制図」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

教育・研修を通じて運転者及び運行管理者等の安全意識の深化、関係法令の遵守を図っています。

(1) 転職者教育(高速バスへ転職)

市街地走行の乗合バス運転者から転職をする場合は、本社での 6 時間の座学、営業所での実走教育を行い運転者のスキルアップを図り安全運行に努めています。

(2) 事故・苦情惹起者教育(事故惹起多発者、重大事故惹起者、苦情多発者)

安全運行推進対策協議会または、営業所長から指定された運転者に対して、本社教育を行い事故並びに苦情の再発防止を図っています。

(3) 高齢者教育

弊社では、適齢診断(65 歳以上の運転者)終了後に、適正診断をもとに事故の未然防止のための指導、助言及び技術、接客等の教育を行っています。

(4) 勤続2年～10 年運転者教育

弊社で事故率の高い運転者を指定して、添乗指導教育を行い事故の再発防止に努めています。

(5) 運転者の特性に応じた教育

65 歳未満の運転者は、本社において3年に1回ナスバネット診断を利用した一般診断を行い、適性診断をもとに安全運転目標を立て、3週間後に営業所長が推進状況を検証し、安全運転の実践を図っています。

本年度から、運転者研修場所へナスバネット診断機器を1台増設し、運転者研修の機会に一般診断を受けれるよう合理化を図りました。

65歳以上の運転者は、3年に1回適齢診断時に、診断結果に基づく指導、高齢運転者の事故の特徴等の教育を行っています。

(6)運転者研修

研修は、1日3人で年1回の頻度で実施します。

教育車両を使用し、約15キロの研修コース(片幅5メートルの狭い商店街、住宅街、見通しの悪い一時停止、2車線道路等)を実走後、ドライブレコーダーの映像を全員で検証し、安全確認や基本操作について確認しています。

(7)実技指導員による教育

各営業所に実技指導員8人(1~2人)を選任し、新入社員の習熟教育、転職(乗合バスから高速バス等)を行います。

技術指導員は安全運転中央研修所の「旅客自動車運転者過程」を受講し、必要な知識・技能の向上を図ります。

(8)点呼時教育

弊社は、国が定める「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、教育資料を活用し、営業所において点呼時に教育を行っています。

(9)走行速度を含むデジタルタコグラフを活用した教育

営業所長は、安全日報(デジタルタコグラフ)を確認し、運転者へ必要な事項を指導しています。

(10)運行管理者・補助者研修

ア ナスバ(自動車事故対策機構)による研修

各営業所の事務者は、基礎講習(入社時)及び一般講習(2年に1回)を受講しています。

イ 社内研修

弊社では、全運行管理者・補助者を対象として、社内研修を実施し、職務の習熟及び危機管理能力の向上を図り、運行管理の底上げを図っています。

(11)外部機関が開催するセミナー

外部機関が開催する安全マネジメントセミナー、シンポジウムなどへ積極的に参加しています。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講

じた措置及び講じようとする措置

2022年12月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性及び有効性に関し、概ね適正であることが確認されました。

9. 安全統括管理者

専務取締役 土田 真

以上 当社の＜ 輸送の安全に関する情報公開 ＞です。